

幼保連携型認定こども園について

1 部会の設置について

(1) 所掌事務の追加

子育て文化審議会の所掌事務に「幼保連携型認定こども園の認可等についての意見を聴取」を追加

(2) 新たな部会

- 上記事務を、新たに設置する部会（幼保連携型認定こども園部会）で行うこととしたい。
- 幼保連携型認定こども園部会の決議を、審議会の決議としたい。

[子育て文化審議会規則]

- ・ 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により決める（3項）
- ・ 部会長が部会の事務を掌理する（4項）
- ・ 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、部会の委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、職務を代理する（5項）
- ・ 審議会の定めにより、部会の決議を、審議会の決議とすることができる（6項）
- ・ 審議会と同じく、部会は部会長が招集すること、部会長が部会の議長になること、部会は委員の過半数が出席しなければ開くことができないこと、部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決することとする（7項）

2 部会の構成について

【事務局（案）】

団体・所属機関	氏名	備考
山口県立大学社会福祉学部教授	藤田久美	学識経験者
宇部フロンティア大学短期大学部教授	伊藤一統	学識経験者
(一財)山口県保育協会保育士部会長	兒玉好美	保育所代表
(財)山口県私立幼稚園協会副理事長	中邑隆哉	幼稚園代表
山口県地域活動連絡協議会副会長	松橋美恵子	利用者代表
山口県PTA連合会広報委員会副委員長	川崎裕美	利用者代表
	6名	

「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」骨子案の概要

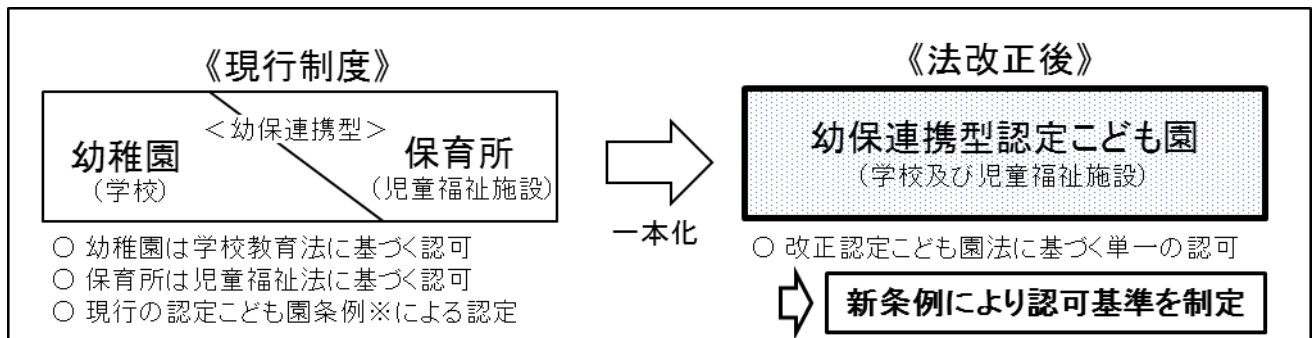
1 条例の名称

幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）

2 制定の趣旨

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の改正により、従来の幼保連携型の認可を一本化し、単一の施設である「幼保連携型認定こども園」が創設された。
- このため、その学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を条例で定めるもの。（改正認定こども園法 13 条 1 項）

＜幼保連携型認定こども園に係る認可の一本化＞



※就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件を定める条例

3 内容

条例で定める基準の骨子案は、「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）」等の規定をもとに、下表のとおりとする。

区分	基準の内容		理由
	国基準等	県基準	
学級編成基準	・ 1 学級 <u>35 人</u> 以下	・ 1 学級 <u>30 人</u> 以下	現行の認定こども園条例と同基準
食事	・ 自園調理（ <u>保育を必要とする園児に限る</u> ）	・ 自園調理（ <u>全園児</u> ）	現行の認定こども園条例と同基準
非常災害対策	・ 計画の策定 ・ 訓練の実施 など	・ 計画の策定と <u>見直し</u> ・ 訓練の実施（ <u>月 1 回</u> ） など	現行の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」と同基準
上記以外	・ 職員配置（0 歳児 3:1 等） ・ 資格（幼稚園教諭と保育士資格の併有） など	・ 国基準どおり	

4 施行予定日 平成 27 年 4 月 1 日

「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」骨子案

1 条例の名称

幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）

2 条例の基準である省令の名称

幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）

3 内容

幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準			条例案
条項	項目	条 文	
1	趣旨	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第 13 条第 2 項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 ～ 以下省略 ～	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 13 条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営についての基準を定める
2	設備運営基準の目的	法第 13 条第 1 項の規定により都道府県が条例で定める基準（次条において「設備運営基準」という。）は、都道府県知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	省令に準じて設備運営基準の目的を規定
3	設備運営基準の向上	1 都道府県知事は、その管理に属する法第 25 条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 2 都道府県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。	省令に準じて、県として設備運営基準向上のための責務を規定
4	学級の編成の基準	1 満 3 歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編成するものとする。 2 1 学級の園児数は、35 人以下を原則とする。 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とする。	1 学級の園児数は、 <u>30 人</u> 以下を原則とする。
5	職員の数等	1 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当	省令どおり

する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
一 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
二 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
三 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
四 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

備考

一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

二 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。

三 この表の第1号及び第2号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2（後段を除く。第7条第3

		<p>項において同じ。)の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう務めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 副園長又は教頭 2 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 3 事務職員 													
6	園舎及び園庭	<p>1 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であつて、第13条第1項において準用する同令第32条第8号ロからチまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。</p> <p>4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。</p> <p>5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。</p> <p>6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <p>一 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="466 1523 1152 1653"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×（学級数-2）</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積</p> <p>7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="481 1953 1168 2083"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×（学級数-1）</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×（学級数-3）</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を</p>	学級数	面積（平方メートル）	1学級	180	2学級以上	320+100×（学級数-2）	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	330+30×（学級数-1）	3学級以上	400+80×（学級数-3）	省令どおり
学級数	面積（平方メートル）														
1学級	180														
2学級以上	320+100×（学級数-2）														
学級数	面積（平方メートル）														
2学級以下	330+30×（学級数-1）														
3学級以上	400+80×（学級数-3）														

		<p>乗じて得た面積</p> <p>二 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積</p>	
7	園舎に備えるべき設備	<p>1 園舎には、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。</p> <p>一 職員室</p> <p>二 乳児室又はほふく室</p> <p>三 保育室</p> <p>四 遊戯室</p> <p>五 保健室</p> <p>六 調理室</p> <p>七 便所</p> <p>八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備</p> <p>2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。</p> <p>3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。</p> <p>5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。</p> <p>6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。</p> <p>一 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>二 ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面</p>	省令どおり

		<p>積</p> <p>三 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積</p> <p>7 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。</p> <p>一 放送聴取設備</p> <p>二 映写設備</p> <p>三 水遊び場</p> <p>四 園児清浄用設備</p> <p>五 図書室</p> <p>六 会議室</p>	
8	園具及び教具	<p>1 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。</p> <p>2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。</p>	省令どおり
9	教育及び保育を行う期間及び時間	<p>1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。</p> <p>二 教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。</p> <p>三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間を原則とすること。</p> <p>2 前項第3号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。</p>	省令どおり
10	子育て支援事業の内容	<p>幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第1義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。</p>	省令どおり
11	掲示	<p>幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こ</p>	省令どおり

		も園である旨を掲示しなければならない。										
12	学校教育法施行規則の準用	<p>学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">読替後</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(傍線部分は読替規定による読替部分)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>第54条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。</p> </td> </tr> </table>	読替後			(傍線部分は読替規定による読替部分)			<p>第54条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。</p>			省令どおり
読替後												
(傍線部分は読替規定による読替部分)												
<p>第54条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。</p>												
13	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条の2、第9条から第9条の3まで、第11条（第4項ただし書を除く。）、第14条の2、第14条の3第1項、第3項及び第4項、第32条第8号、第32条の2（後段を除く。）並びに第36条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定</th> <th style="width: 33%;">読み替えられる字句</th> <th style="width: 33%;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4条の見出し及び同条第2項</td> <td>最低基準</td> <td>設備運営基準</td> </tr> <tr> <td>第4条第1項</td> <td>最低基準</td> <td>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項の規定により都道府県が条例で定める基準（以下この条において「設備</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第4条の見出し及び同条第2項	最低基準	設備運営基準	第4条第1項	最低基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項の規定により都道府県が条例で定める基準（以下この条において「設備	<p>●「非常災害対策」について定めた「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の第6条の準用を左記の省令に追加。</p> <p>主な内容は以下のとおり。</p> <p>①立地状況・利用者の特性等施設の実情に応じた「火災、風水害、地震その他の非常災害時の安全確保のために必要な組織体制・行動手順を定めた施設内防災計画(防災マニュアル)」の策定</p> <p>②月1回の避難及び消火訓練の実施</p> <p>③施設内防災計画の内容の検証と必要な見直しの実施</p>
読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句										
第4条の見出し及び同条第2項	最低基準	設備運営基準										
第4条第1項	最低基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項の規定により都道府県が条例で定める基準（以下この条において「設備										

			運営基準」とい う。)	<p>④関係機関への通報・連絡体制整備・緊急時の安全確保のための体制整備</p> <p>⑤市町との協力体制づくり</p> <p>●自園調理を「保育を必要とする子どもに該当する園児」に限定しない</p>
	第5条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）	
	第5条第2項及び第11条第5項	児童の	園児の	
	第7条の2第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	
	第9条の見出し	入所した者	園児	
	第9条並びに第11条第2項及び第3項	入所している者	園児	
	第9条	又は入所	又は入園	
	第9条の2	入所中の児童	園児	
		当該児童	当該園児	
	第9条の3	児童福祉施設の長の	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）	
		入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を	法第47条	

		行う場合であつて懲戒するとき又は同条	
		その児童等	園児
第 1 1 条 第 1 項		入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
		第 8 条	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第 1 3 条第 2 項において読み替えて準用する第 8 条
		社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第 1 4 条 の 2		利用者	園児
第 1 4 条 の 3 第 1 項		援助	教育及び保育（満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援
		入所している者	園児
第 1 4 条 の 3 第 3 項		援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第 2 4 条第 5 項若しくは第 6 項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
第 3 2 条 第 8 号		又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第 3 2 条 第 8 号イ		耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）	耐火建築物
第 3 2 条 第 8 号ロ		施設又は設備	設備

第32条第8号ハ	施設及び設備	設備
第32条第8号ヘ	乳幼児	園児
第32条の2	第11条第1項	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第13条第1項において読み替えて準用する第11条第1項
	幼児	園児
	乳幼児	園児
第36条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

読替後

(傍線部分は読替規定による読替部分、波線部分は当然読替部分)

(設備運営基準と幼保連携型認定こども園)

第4条 幼保連携型認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項の規定により都道府県が条例で定める基準(以下この条において「設備運営基準」という。)を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(幼保連携型認定こども園の一般原則)

第5条 幼保連携型認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 (略)

		<p>がないようにしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">一 園児が安全に移動できる場所であること。二 園児が安全に利用できる場所であること。三 園児が日常的に利用できる場所であること。四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。	
--	--	---	--

4 幼保連携型認定こども園には、幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 (略)

(幼保連携型認定こども園の職員の知識及び技能の向上等)

第7条の2 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽に励み、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(園児を平等に取り扱う原則)

第9条 幼保連携型認定こども園においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第9条の2 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第9条の3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14第1項に規定する園長（以下「園長」という。）は、法第47条第3項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(食事)

第11条 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第13条第2項において読み替えて準用する第8条の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室

において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(秘密保持等)

第14条の2 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第14条の3 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

- 3 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援について、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 幼保連携型認定こども園は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(設備の基準)

第32条 (略)

一～七 (略)

八 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）を2階

に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。

階	区分	設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる設備が避難上有効な位置に設け

られ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

ニ 幼保連携型認定こども園の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他園児が出入し、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(幼保連携型認定こども園の設備の基準の特例)

第32条の2 次の各号に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第13条第1項において読み替えて準用する第11条第1項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。

一 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

四 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(保護者との連絡)

第36条 園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第8条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み

		<p>替えるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">読替後</p> <p>(職員について準用する場合) (傍線部分は読替規定による読替部分、波線部分は当然読替部分) (他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準)</p> <p>第8条 <u>幼保連携型認定こども園</u>は、<u>その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。</u>ただし、<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員</u>については、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">読替後</p> <p>(設備について準用する場合) (傍線部分は読替規定による読替部分、波線部分は当然読替部分) (他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準)</p> <p>第8条 <u>幼保連携型認定こども園</u>は、<u>その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。</u>ただし、<u>乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所</u>については、この限りでない。</p> </div>	
14	幼稚園設置基準の準用	<p>幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">読替後</p> <p>(傍線部分は読替規定による読替部分、波線部分は当然読替部分) (一般的基準)</p> <p>第7条 <u>幼保連携型認定こども園</u>の位置は、<u>その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。</u></p> <p>2 <u>幼保連携型認定こども園</u>の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。</p> </div>	省令どおり

附則

幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準			条例案																										
条項	項目	条文																											
2	みなし幼保連携型認定こども園に関する措置	<p>1 施行日から起算して5年間は、第5条第3項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。以下この条において同じ。）の職員配置については、なお従前の例によることができる。</p> <p>2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第6条から第8条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</p>	省令どおり																										
3	幼保連携型認定こども園の職員に係る特例	<p>施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第5条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">読替後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（傍線部分は読替規定による読替部分）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（職員の数等）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第5条（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> <tr> <td>一 満4歳以上の園児</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> <tr> <td>二 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>三 満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>四 満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を</td> </tr> </tbody> </table>	読替後		（傍線部分は読替規定による読替部分）		（職員の数等）		第5条（略）		2（略）		3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。		園児の区分	員数	一 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人	二 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人	三 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人	四 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人	備考		一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を		省令どおり
読替後																													
（傍線部分は読替規定による読替部分）																													
（職員の数等）																													
第5条（略）																													
2（略）																													
3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。																													
園児の区分	員数																												
一 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人																												
二 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人																												
三 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人																												
四 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人																												
備考																													
一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を																													

		<p>有し、又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、又は登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>二 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。</p> <p>三 この表の第1号及び第2号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。</p> <p>四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。</p> <p>4・5（略）</p>							
4	幼保連携型認定こども園の設置の特例	<p>1 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第六条第三項及び第七項並びに第七条第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条第3項</td> <td>第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たす</td> <td>耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条第3項	第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える	省令どおり
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句							
第6条第3項	第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える							

第6条第7項	一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積	一 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積												
	イ 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	330+30×(学級数-1)	3学級以上	400+80×(学級数-3)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	330+30×(学級数-1)	3学級以上	400+80×(学級数-3)
	学級数	面積(平方メートル)												
2学級以下	330+30×(学級数-1)													
3学級以上	400+80×(学級数-3)													
学級数	面積(平方メートル)													
2学級以下	330+30×(学級数-1)													
3学級以上	400+80×(学級数-3)													
ロ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積														

第7条第6項	一 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積	一 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
	二 ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積	二 ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
	三 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積	

読替後

(傍線部分は読替規定による読替部分)

(園舎及び園庭)

第6条 (略)

2 (略)

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所

(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は1階に設けるものとする。ただし、園舎が耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えるときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第13条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号ロからチまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。

4～6 (略)

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積 (平方メートル)
2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1)$
3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3)$

二 (略)

(園舎に備えるべき設備)

第7条 (略)

2～5 (略)

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

一 乳児室 1. 65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

二 ほふく室 3. 3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

7 (略)

2 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第6条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第6条第3項	第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準						
第6条第6項	<p>一 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="644 674 933 1010"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>$320+100 \times (\text{学級数}-2)$</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積（平方メートル）	1学級	180	2学級以上	$320+100 \times (\text{学級数}-2)$	<p>一 満3歳以上の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積</p>
学級数	面積（平方メートル）							
1学級	180							
2学級以上	$320+100 \times (\text{学級数}-2)$							
第6条第7項	<p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="644 1424 933 1827"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330+30 \times (\text{学級数}-1)$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400+80 \times (\text{学級数}-3)$</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1)$	3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3)$	<p>一 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>
学級数	面積（平方メートル）							
2学級以下	$330+30 \times (\text{学級数}-1)$							
3学級以上	$400+80 \times (\text{学級数}-3)$							

読替後

(傍線部分は読替規定による読替部分)

(園舎及び園庭)

第6条(略)

2(略)

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所
(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は1階に設けるものとする。ただし、園舎が児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第13条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号ロからチまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。

4・5(略)

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 満3歳以上の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積

二(略)

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

二(略)

3 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(第6条第7項第1号の面積以上の面積のものに限る。)を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障

国の基準に対する県基準案

項目	主務省令		基準(※①)	県基準(案)
学級の編製の基準	4条	1学級の園児数 <u>35人</u> 以下	従うべき	<u>30人</u> 以下
職員の数等	5条	①保育教諭等・調理員の必置、②員数(保育所の基準を採用) ほか	従うべき	主務省令基準どおり
園舎及び園庭	6条	①園舎・園庭の必置、②園舎面積、③園庭面積 ほか	従うべき	主務省令基準どおり
園舎に備えるべき設備	7条	①職員室、保育室等各設備の必置、②保育室の数、③乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の面積 ほか	従うべき	主務省令基準どおり
		放送聴取設備、映写設備等の設置努力義務	参酌	主務省令基準どおり
園具及び教具	8条	園具及び教具の設置義務	参酌	主務省令基準どおり
教育及び保育を行う期間及び時間	9条	①教育週数39週以上、②教育時間4時間	従うべき	主務省令基準どおり
		保育時間8時間	参酌	主務省令基準どおり
子育て支援事業の内容	10条	理念、内容、体制等	参酌	主務省令基準どおり
掲示	11条	幼保連携型認定こども園である旨の掲示	参酌	主務省令基準どおり

国の基準に対する県基準案

項目	主務省令		基準(※①)	県基準(案)
学校教育法施行規則の準用	12条	園児が心身の状況によつて履修困難な各教科について、その園児の心身の状況に適合するように課す義務	従うべき	主務省令基準どおり
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用	13条	①差別的取扱いの禁止、②虐待等の禁止、③食事の提供(自園調理の対象は <u>保育を必要とする園児に限る</u>) ほか	従うべき	自園調理を「 <u>保育を必要とする子どもに該当する園児</u> 」に <u>限定しない</u>
		①人格の尊重、②地域との連携等、③苦情への対応 ほか	参酌	主務省令基準どおり
幼稚園設置基準の準用	14条	通園の際の安全な環境での設置等一般的基準	従うべき	主務省令基準どおり
非常災害対策		なし		<u>独自基準(※②)</u>

【※①】基準の種類とその内容

基準の種類	基準の内容
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

【※②】施設内防災計画の策定、②①の計画に基づく体制整備等、③避難・消火訓練の毎月実施、④計画の検証・見直し などについて義務を課している。

山口県子育て文化審議会規則

平成十九年十月十二日
山口県規則第九十一号

(趣旨)

第一条 この規則は、子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例(平成十九年山口県条例第四十六号)第十七条第四項の規定に基づき、山口県子育て文化審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、健康福祉部こども未来課において処理する。

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年規則第一一号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。